

新型コロナウイルス感染症対応融資資金借入れに係る 「**利子・信用保証料**」補助金を新設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内
中小企業者の方の「資金繰り」を支援します。

【補助対象者】 ※(1)～(3)全てに該当する者

- (1) 大樹町内に事業所又は店舗を有する中小企業者
- (2) 次のいずれかについて、町長の認定を受けた者
 - ◎セーフティネット保証4号（前年同月比売上高20%以上減）
 - ◎セーフティネット保証5号（前年同月比売上高5%以上減）
 - ◎危機関連保証（前年同月比売上高15%以上減）
- (3) 町税等を滞納していない者

【補助対象資金】

- (1) 補助対象は、下記①～③の資金で令和2年3月1日から令和3年3月31日までに融資実行された「新型コロナウイルス感染症」に対応する資金です。
 - ①大樹町中小企業特別融資制度資金
 - ②日本政策金融公庫資金
 - ③北海道中小企業総合振興資金
- (2) 用途は運転資金とし、融資額のうち1,000万円を上限に「利子」及び「信用保証料」を補助します。

※融資条件等については、上記①～③の資金制度に基づきますので、商工会又は金融機関にお問い合わせ願います。

【補助内容】

- (1) 利子補給補助金
 - ・融資を受けた月から5年間に支払った利子額（延滞利子を除く）の全額
 - (2) 信用保証料補給補助金
 - ・融資を受ける際に支払った信用保証料の全額
- ※他から利子・信用保証料について補助金等を受けるときは、控除した額とします。

※融資を受けられる方は、まずは相談窓口にお問い合わせください。

【相談窓口】 大樹町商工会 TEL 6-2126

大樹町役場 企画商工課 商工観光係 TEL 6-2114